官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局
明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

目次

〔告示〕
○登録証明機関が技術基準適合証明及び工事設計認証をした件（総務三八）　一
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三〇
地方公共団体
解散命令、行旅死亡人関係　三四
会社その他
会社決算公告　三六

告示

○総務省告示第三十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第三十八条の六第二項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、登録証明機関から技術基準適合証明及び工事設計認証をした旨の報告があったので、同法第三十八条の六第三項（同法第三十八条の二十四第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月十六日

総務大臣　原口　一博